

泉水国賠通信



n-ro 4

色々と挑発的な言動をもつての誘い、嫌がらせを受けることは、すでに織り込み済みではあるのですが、結構やつてくれますよ。まだまだ序の口でしょうが。

つまらん、ここで乗せられる、ことはありません。大丈夫です。狙いが何かも承知しています。過去受けってきた数々の屈辱に比したら、この程度の小賢しいことに煩わされて動搖してい るようでは。

Mさんからのお便りで、「不当な仕打ちに立腹されて当然ですが、怒りは血圧や免疫力にマイナスですから、どうぞ呉々もお心穏やかに」ミブレー^キをかけて下さいました。ありがたいです。頑張ります。

一一〇一二二年一〇月三一日

泉水博

第六回口頭弁論報告

一〇一二年一〇月一七日、第六回口頭弁論の様子を報告いたします。

まず当日、裁判に先だって原告を中心とした集まりがもたれました。泉水さんも含めると原告の数は九人。その何人かは泉水さんつながりというだけで、裁判が始まるまで原告同士面識がない人もいます。普段、公判の後も報告会をしていますが、原告同士ゆっくり話す機会もなかつたので、初めて集まりをもつた訳です。裁判を続けていくうえで、膨大な事務作業が必要なため、その割振り、必要経費の相談などをしました。当日、すぐに公判があつたため充分な時間ではありませんでしたが、それぞれの原告の思いをもとに、腹蔵なく意見を出し合えたことは、今後の動きに明るい展望といえます。関西、東海、関東と、原告の生活の場も違うのですが、意思疎通を密にしていこうと思います。

さて、午後三時からは岐阜地裁いつもの三〇二号法廷で口頭弁論が開かれました。泉水さんをのぞく（泉水さんの出廷は刑務所によつて毎回不許可）八人の獄外原告のうち七人が参加しました。傍聴には三〇人ほどの仲間が駆けつけて下さいました。わずか一〇分ほどで終わることの多い裁判にも関わらず毎回遠方から応援に来て下さる皆さんには頭が下がります。ありがとうございます。

裁判終了後の報告会の様子です。

毎回、裁判の後には場所を移して報告会を行なっています。テレビで見る裁判ものと違い、ドラマティックに展開される性質ではない民事訴訟においては、正直言つて傍聴されているだけでは、ちんぶんかんかと思われます。

まず当日の裁判で話し合われたことを全体で共有します。さらに

今後の道筋についても安田好弘、山下幸夫両弁護士からコメントがあり、「判決まで何年かかるのだろうか?」という問いかには、「三~四年? あるいは六~七年?」。

裁判所がどれほど真剣に証拠調べをするか、またいざれる証人尋問の人数などにもよります。楽観するのは禁物ですが、この数回の裁判所の態度を見るに、とにかく拙速でも早めに結審しようという感じはありません。また岐阜地裁の判決が私たちの勝訴であれ、敗訴であれ、どちらにせよ控訴、上告はなされるでしょうから、かなりの年月が必要になります。そういう意味でも本通信の読者の皆さまに、引き続いてのご関心をお願いいたします。

さて、被告国側は第一準備書面において、獄外原告をなぜ面会させなかつたかを、個人別に一、二三頁ずつ述べています。たとえば、誰々は未詳の第三者との仲介役をつとめるとか、日本赤軍の関係者の近況を伝えたからとか、面会申請書の記入が單に「安否伺い」であつたから、などと主張しているのです。

こういった理由で不許可にしたというのは後付けの理屈です。上記の理由をその場で申し渡された原告はいません。そもそも一〇一年一〇月からの「親族以外は原則面会不許可」という措置は、な

裁判の中身そのものは、

(1)森本さん、舟橋の手紙発受禁止措置の訴訟を新たに起こす

（他の原告と異なりこの二人は面会のみならず、手紙の発受も含めて全面的な交通禁止の措置がとられています。）今の裁判と合わせて行ないたいところは考えますが、国側は訴状を見てから判断、とのこと。

(2)原告の証拠提出

泉水さんと獄外原告で取り交わした手紙をまとめ、証拠提出しました。数年間にわたる膨大な分量の書簡をワープロ打ちし、証拠書類にまとめあげるにあたっては両弁護士を中心に大変尽力いたきました。この手紙を読めば、泉水さんと獄外原告の作り上げてきた関係が、なんら問題のあるものではなく、むしろ人間的な温かいものであることは一目瞭然なのですが。

(3)国側の証拠文書

警察白書や公安調査庁の資料のうち日本赤軍に該当する箇所を何年分かコピーしただけのものが提出されました。日本赤軍の危険性を述べ立てるものです。独自の主張を述べるだけでなく、ただただ漫然と資料を提出しているようで、やる気があるのか、それともこれまで勝てると思つているのか、訝しく思われるほどです。

以上の確認が数分で終わり、次回期日（一二月二七日）を決めて公判は終了。

にも泉水さんと私たちだけを狙い撃ちにしたものではないのです。岐阜刑務所に収監されているすべての受刑者たちも同様です。

国側は、日本赤軍というテロ組織に関連している者同士の面会を不許可にしたというように描き出していますが、まったく事実に反します。この裁判の目的は、第一義的には、泉水さんと旧知の私たちの面会権を復活させることにあります。同時に、岐阜刑務所（その背景には全国の刑務所への指示をしているであろう法務省）が行なつている人権弾圧に抗するすべての受刑者とその友人の願いがこめられていることを述べておきます。

残念なことに日本の監獄の人権状況は国際的にもひどいと言わざるをえません。私たちがまつとうだと思う主張を裁判所がそのまま認定してくれれば苦労はないのですが、そういうときません。そこで、国側の主張に一つずつ反論をします。安田弁護士がよくおっしゃるように「事実でもつて対峙していく」ことが大切です。

今までの泉水さんとやり取りした膨大な手紙や、各種パンフレット、かつての集まりのレジュメなどを読み返しつつ、原告おののおのが反論を準備中です。いずれ裁判所に意見書などの形で提出していく予定です。

報告会では、私たちの裁判に関心をもつてご参集いただいた皆さんと共に、時間がゆるす限り幅広く意見の交換も行ないます。死刑のこと、大飯原発の再稼働と弾圧に関して、などなど盛りだくさんでした。また今回の裁判では比較的若い年齢の人々も傍聴に参加して下さり、いつそう頼もしく感じられました。

報告会終了後、岐阜駅近所の韓国料理屋で交流会も開催しありました。

泉水さん面会報告

戸平和夫

現在、岐阜刑務所の泉水さんとの面会禁止に對して、わたし

は、他の原告とともに国賠訴訟を行なつてゐる。一〇月一七日、国賠訴訟の口頭弁論に參加するため、岐阜入りし、午前中に時間が空いていたので、岐阜刑務所へ差し入れに行くつもりにしていた。

いつもはバスの本数がないため、午後に公判がある場合、面会をする時間がなかつた。ところが、前日にネットで岐阜バスをチェックしたら、バスの路線が大幅に変わつていて、刑務所近くの犬塚のバス停にバスが一時間に二本もあることを發見。以前は、日に数本しかなくて、一日かけるつもりで行かなければ面会することができなかつた。それで、今回は、差し入れだけなく、面会を試みることにした。これまで、原告のうち二人が、裁判の打ち合わせで申請したところ面会ができると聞いていたので、同じようにやつてみた。

刑務所の門で用件を面会と差し入れと告げると、面会用の申請用紙をくれた。

これまでと違つていたのは、面会の用件のところが、「安否」と「その他」という二つの欄になつていて、「安否」の欄には、家族、親族などの続柄がかかっていて、それ以外のものは、認めないようになつていて。「その他」の欄には用件、続柄も書き込むようになつていて。家族、親族以外は、こちらに書き込まなければならない。用件の欄に裁判の打ち合わせと書き込み。それを受付の警備員に渡して、番号札をもらつて待合室で

ると、これまでいた工場とは、別の工場に配置されます。

懲罰は、無事故記録が、五年になるうとしている矢先に受けたこと。これで、また、無事故記録が剥奪されることに。一〇月一〇日には、五類への降格が言い渡されたとのこと。受刑者の最下位になり、面会権、通信権が大きく制約されることになる。

泉水さんは、懲罰の理由もでつち上げに近く、意図的におこなわれたのではないかと疑つてゐる。(懲罰は、担当刑務官に、意志を示すときに黙つて手をあげさげして合図をすることになつていていたところ、担当刑務官が長時間にわたり無視をしていたので、ハイ、ハイと声をあげて、注意をうながしこころ、担当抗弁とされてしまった)。懲罰が終わつても、昼夜独居に理由の説明もなく、期限も告げられず、入れられた。泉水さんは、以前の千葉刑務所での決起が、その背景にあるのかもしれないといつてゐた。

いずれにしても、この措置について、人権擁護員会に弁護士と相談して訴えたいといい、現在理由を質すために「面接願い」を出している。これも、相談願いと名称に変えられた。

同様のことは、以前にもあつたが、そのときは、六ヶ月入れられていた。昼夜独居に入れられる根拠を当局に聞いたが、「言えない」という回答だつた。そのため、抗議のハンストをした。

今回は、監査官面接で調査を依頼したが、回答は以前と同じと思われるが、九月三〇日に審査請求した。

また、本人訴訟を担当してくれている舟木友比古弁護士への

待つた。

面会の順番になつたときに、刑務官が一人で現れ、面会の用件を確認し、話は、裁判のこととに限るよう念を押された。

これまでの面会のときと違つていたのは、面会時間がどれくらい必要かと聞いてきたこと。これに三〇分と応えてしまつた。長く言えば受け付けてもらえそだつたので、もつと面会時間を要求しても良かつたと反省。

そのまま面会室に入つて泉水さんを待つた。あまりにもスマーズ。他の刑務所では、だいたい用件について確認すると称して、会わせないようにする刑務官と「交渉」しなければならなかつた。

待つてゐるしばらくして、ガラスの向こう側にある扉のぞき窓が開いて、泉水さんの目が見えました。わたしのことを探認させているよう。そして、扉が開き、泉水さんが、先ほど現れた刑務官ともに入つてきました。

二年ぶりの再会。以前に面会したときよりもすこし老けた印象。いつものようにこやかな顔でしたが、やや緊張しているようにも見えた。

いつものように、ガラス越しに挨拶をして、今日午後から原告団の会議、公判があるので、その打ち合せにきたと説明。

泉水さんの方からは、最初に九月二一日に懲罰が終わつたにもかかわらず、何の理由も告げられず昼夜独居に入れられるという現状について話してくれました。通常は、懲罰が終わ

てつくるといつて書類が遅れるかもしないと伝えてほしのことだつた。また、前回の公判の文書準備書面をうけていることも、伝えてといつて。また、水田さんは、バスの路線が変わつたことを伝えてとのことでした。

降格したため、現在の発信権は月に一回。また、面会は二回に制限されていること。また、差し入れについては、本が沢山たまつてゐるので、控えてほしいとのことでした。

そのほかでは、手紙の字が判読しにくいと言われているので、練習をしているが、それで書くとまだ時間がかかるので、当面はこれまでと同じでやること。

泉水さんの話をきくだけであつといふ間に面会時間が終つてしまつた。面会室を出て、差し入れをした。これまであつた刑務所の差し入れ物品の販売所がなくなつていて、下着類や日用品などを購入して差し入れができたのに。

差し入れの手続きは、これまでとは変わっていません。

面会禁止をされているのに、裁判の打ち合わせという用件にすれば面会ができるといふのはどういうことか。多分、面会理由を「安否」としていたから会わせなかつたということで、刑務所側の面会禁止措置を正当化しようとしているのか。

しかし、日本赤軍関係者だから会わせないとする根拠からいえば、どういうことなのだろうか。面会で話してることとは、これまでと同じであるにもかかわらず。

いずれにせよ、泉水さんを支えるために、どんどん裁判の打ち合わせにいきましょう。

二年ぶりの泉水さんとの面会

舟橋寛延

一一〇一二年八月一四日(火)、約二年ぶりに泉水博さんとの面会をしてきました。簡単に報告します。

かつて一一〇一年の九月まで、毎月のように面会をしていましたが、突然、岐阜刑務所の対応が変わり、会えなくなつたことは今までの通信でも皆さんご存知かと思います。しかも私の場合、なぜか手紙の発受もダメになつてしまい、泉水さんとの関係が弱くなつてしましました。この一連の裁判でいろいろ打ち合わせたいこともあります。思い切って面会を試みたところ、許可されたという顛末です。

まず、面会前には以前のように泉水さんへハガキを出しました。この第一便のハガキは無事に泉水さんの手元に入つたことが確認されました。ただし、私の名前以外は「近いうちに裁判のことでも相談があるので面会にうかがいます」の一文だけを残し、時候のあいさつなどは墨塗りだつたそうです。

あくまで裁判関係のことのみ、という当局の意思を感じさせます。

そして、第二便で「8/14(火)の午前にうかがいます」という手紙を出しましたが、これは手元に行かなかつた模様です。

当時は朝一番で岐阜刑に向かいました。正門前の受付で必要事項を記入。用件の欄には「共同原告である裁判の相談」と記入し、待つこと一五分ぐらいでどうか、あつさり中に通されました。

人として見てくれない」ということです。

話は面会制限の件だけではなく、泉水さんの順変のこと、そして獄中処遇のこと全般にわたりました。一貫しているのは、一人の人間を個人として見ず、類型として扱い、あるいは過去の犯罪歴だけで見る、という刑務所の捉え方です。

刑務所という苦痛の多いであろう場所で、必死に生きて明日へ向かおうとする人もいるでしょう。しかし、いまここで変容していく人間のありように関心がないのが刑務所なのかも知れません。そうではない刑務官もいるでしょうが、少数派でしょうか、きっと。

泉水さんと私の足かけ五年におよぶ数十回の面会は、大事な個人史上のできごとです。私たちの間に年齢をこえて友情のようなものがあり、一つひとつの事態に真摯に向き合つてきたことは記録からも分かるはずですし、時に臨席している刑務官もまじえ和やかに話し合つたこともありました。

そういうふた具体的な事実の一つひとつを振り返れば、面会不

しが 泉水に あた水 参加 したわけ たが あた水 参加 する

ひとつは刑務所内での不条理な待遇(懲罰に関してと仮釈放が認められるか否か)に対して、泉水さん自身が「人として生きてく為に」訴えたもの。もうひとつは突然面会不許可になった原告と泉水さんが共同で訴えたもの。

あたしが泉水さんの国賠に行き始めたきっかけはふうさんからの便りや話で、その人柄や丁寧さにすごい人もいるものだ、獄中で信義に忠実に生きるってなんて険しい道をゆくのだろうと感じた。

泉水さんは法律や国家に躊躇されて、40年以上も獄中にいる。その人が法(裁判)って場で国を訴えてる。

あたしらが法治国家はクソだって言ってるのとは違います。どこにいても人として生きていく泉水さんの思いは計り知れない。だから、対峙していくってコトを見なきやと思った。

獄中の待遇とか難しい言葉は多いけど、あたしら獄外の人らが見て知つて感じる、そして考えるのが傍聴に行く事なんだな、と。

極限の状態で出される言葉は深いから、後で反芻して反芻して飲み込んでいけば良いと思う。(「救援」523号、2012.11.10より)

二年前は構内に入つてから受け付けをしていましたが、そのまま面会室に直行です。これまでのところ、私に対する格別の注意は何ら与えられませんでした。面会室で五分近く待つてい

ると、磨りガラス越しに泉水さんの姿が見えました。刑務官が何やらささやいている様子です。

そして、約二年ぶりに再会した泉水さんは、あまりお変わりなく精悍な様子で、表情も柔和でした。ただ、「いま刑務官から言われまして、裁判以外の話は出来ませんので、その点、ご注意ください」と泉水さん自身が私へ伝えます。

もとより裁判の話が中心ですので心得ています。ただ普通に友人同士が二年ぶりに再会すれば、おのずから言葉があふれるものです。そういうた人間としての当たり前の感情も、ある程度おさえていかなければいけないのが、ここ刑務所なんだと再認識されます。

最初は簡単な安否、健康状態の話、そして泉水さんは元来子ども好きで、私の二人の息子のことも気にかけてくれました。

裁判に関して。

いままでの国側の準備書面では、私のみならず獄外の原告をことさら悪辣な人間として描き出しているとしか言えません。そんな人間たちと泉水さんを面会させると矯正上、悪影響が出る、というのが大難把な物語です。そのことのおかしさが話の中心になりました。

泉水さんの言葉で印象に残っているのは、「(刑務所では)個

許可のおかしさも本當は刑務所側もよく知つてゐるはずです。

いまこの原稿を書いていて深いところで合点したことがあります。思い起こせば泉水さんの生涯とは、どこまでも個人をつらぬいて来たのではないでしようか。それぞれの人生の節目ににおいて、普通の人が行く道をとらず、考えに考えたあげく自分の道を選んで来たようにも思われます。

泉水さんという人物を表す時、義理堅いとか、古い任侠やくざのようなどとよく耳にします。しかし、その中心には何者にも奪われない自分の考え方があり、行動原理があり、徹底的な個人であるのだな、と思い至つたわけです。

今後も裁判は続きます。必要に応じて裁判資料を原告も用意します。その際、いろいろ確認事項もあり、泉水さんのもとに足を運ぶこともあります。あの軽い巻き舌の江戸弁が聞けるのは私の何よりの楽しみです。

「救援」掲載記事より

泉水国賠第六回口頭弁論報告

浮き彫りになつた、根拠なき処分

一〇月一七日一五時から、岐阜地裁二〇二号法廷で、第六回の口頭弁論が行われた。原告団は、八人のうち、七人が参加。傍聴人はおおよそ三〇人。この公判に先立つて、原告側は、泉水さんと原告との書簡を、証拠として提出。被告側は、警察庁の「警察白書」、公安調査庁の「治安情勢の回顧と展望」の日本赤軍に該当するページをインターネットからダウンロードしたものをおおよそ一〇年分を証拠として提出した。

口頭弁論では、原告の二人が、面会だけでなく、通信についても不許可になつていることについて、併合していることについて、併合して審理することをもとめたが、被告側が、その訴状について読んでいないということで、次回被告側がそ

れについて同意するかどうかということで回答することになった。また、新たに提出された証拠についても、次回から審議することになった。次回期日を二月二七日一五時からに決めて、開廷した。いつものながら、あつという間に公判は、終わってしまった。

今回の口頭弁論では、原告が、水田さんの呼びかけで、裁判前に、話し合いをして公判に臨んだ。裁判の終了後は、恒例の弁護団、原告団、傍聴人が一緒に裁判を検討する会議をもつた。

そこで、次回口頭弁論に向けて、被告側が、原告三人が面会にいたときに、面会拒否にたいして抗議し、警察を呼ばれる事態になつたとすることについての事

たとしているので、日本赤軍

が日本赤軍との関係と

被告側の主張に対する反論

として、迎泉会の活動を明らかにした。次回期日は二月二九日(木)一時。

現在、泉水さんは、懲罰

が終わったにもかかわらず、も、関心もたれた方は是非

お近くの方、近い方とも大きく違う。次回も

お近くの方、近い方でない方

が、泉水さんの妻のこと

についても記載するよう具

体的な指示もした。そのこ

とに、刑の執行順序変更

は、その証拠資料は「おおわざぎ『反省書』を提出

して反論すること。原告

が、泉水さんとの書簡から

こうとしていることに対し

て、迎泉会の活動を明らかにした。次回期日は二月二九日(木)一時。

現在、泉水さんは、懲罰

が終わったにもかかわらず、も、関心もたれた方は是非

お近くの方、近い方とも大きく違う。次回も

お近くの方、近い方でない方

が、泉水さんの妻のこと

についても記載するよう具

体的な指示もした。そのこ

とに、刑の執行順序変更

は、その証拠資料は「おおわざぎ『反省書』を提出

して反論すること。原告

が、泉水さんとの書簡から

こうとしていることに対し

て、迎泉会の活動を明らかにした。次回期日は二月二九日(木)一時。

現在、泉水さんは、懲罰

が終わったにもかかわらず、も、関心もたれた方は是非

お近くの方、近い方とも大きく違う。次回も

お近くの方、近い方でない方

が、泉水さんの妻のこと

についても記載するよう具

体的な指示もした。そのこ

とに、刑の執行順序変更

は、その証拠資料は「おおわざぎ『反省書』を提出

して反論すること。原告

が、泉水さんとの書簡から

こうとしていることに対し

て、迎泉会の活動を明らかにした。次回期日は二月二九日(木)一時。

現在、泉水さんは、懲罰

が終わったにもかかわらず、も、関心もたれた方は是非

お近くの方、近い方とも大きく違う。次回も

お近くの方、近い方でない方

が、泉水さんの妻のこと

についても記載するよう具

体的な指示もした。そのこ

とに、刑の執行順序変更

は、その証拠資料は「おおわざぎ『反省書』を提出

して反論すること。原告

が、泉水さんとの書簡から

こうとしていることに対し

て、迎泉会の活動を明らかにした。次回期日は二月二九日(木)一時。

現在、泉水さんは、懲罰

が終わったにもかかわらず、も、関心もたれた方は是非

お近くの方、近い方とも大きく違う。次回も

お近くの方、近い方でない方

が、泉水さんの妻のこと

についても記載するよう具

体的な指示もした。そのこ

とに、刑の執行順序変更

は、その証拠資料は「おおわざぎ『反省書』を提出

して反論すること。原告

が、泉水さんとの書簡から

こうとしていることに対し

て、迎泉会の活動を明らかにした。次回期日は二月二九日(木)一時。

現在、泉水さんは、懲罰

が終わったにもかかわらず、も、関心もたれた方は是非

お近くの方、近い方とも大きく違う。次回も

お近くの方、近い方でない方

が、泉水さんの妻のこと

についても記載するよう具

体的な指示もした。そのこ

とに、刑の執行順序変更

は、その証拠資料は「おおわざぎ『反省書』を提出

して反論すること。原告

が、泉水さんとの書簡から

こうとしていることに対し

て、迎泉会の活動を明らかにした。次回期日は二月二九日(木)一時。

現在、泉水さんは、懲罰

が終わったにもかかわらず、も、関心もたれた方は是非

お近くの方、近い方とも大きく違う。次回も

お近くの方、近い方でない方

が、泉水さんの妻のこと

についても記載するよう具

体的な指示もした。そのこ

とに、刑の執行順序変更

は、その証拠資料は「おおわざぎ『反省書』を提出

して反論すること。原告

が、泉水さんとの書簡から

こうとしていることに対し

て、迎泉会の活動を明らかにした。次回期日は二月二九日(木)一時。

現在、泉水さんは、懲罰

が終わったにもかかわらず、も、関心もたれた方は是非

お近くの方、近い方とも大きく違う。次回も

お近くの方、近い方でない方

が、泉水さんの妻のこと

についても記載するよう具

体的な指示もした。そのこ

とに、刑の執行順序変更

は、その証拠資料は「おおわざぎ『反省書』を提出

して反論すること。原告

が、泉水さんとの書簡から

こうとしていることに対し

て、迎泉会の活動を明らかにした。次回期日は二月二九日(木)一時。

現在、泉水さんは、懲罰

が終わったにもかかわらず、も、関心もたれた方は是非

お近くの方、近い方とも大きく違う。次回も

お近くの方、近い方でない方

が、泉水さんの妻のこと

についても記載するよう具

体的な指示もした。そのこ

とに、刑の執行順序変更

は、その証拠資料は「おおわざぎ『反省書』を提出

して反論すること。原告

が、泉水さんとの書簡から

こうとしていることに対し

て、迎泉会の活動を明らかにした。次回期日は二月二九日(木)一時。

現在、泉水さんは、懲罰

が終わったにもかかわらず、も、関心もたれた方は是非

お近くの方、近い方とも大きく違う。次回も

お近くの方、近い方でない方

が、泉水さんの妻のこと

についても記載するよう具

体的な指示もした。そのこ

とに、刑の執行順序変更

は、その証拠資料は「おおわざぎ『反省書』を提出

して反論すること。原告

が、泉水さんとの書簡から

こうとしていることに対し

て、迎泉会の活動を明らかにした。次回期日は二月二九日(木)一時。

現在、泉水さんは、懲罰

が終わったにもかかわらず、も、関心もたれた方は是非

お近くの方、近い方とも大きく違う。次回も

お近くの方、近い方でない方

が、泉水さんの妻のこと

についても記載するよう具

体的な指示もした。そのこ

とに、刑の執行順序変更

は、その証拠資料は「おおわざぎ『反省書』を提出

して反論すること。原告

が、泉水さんとの書簡から

こうとしていることに対し

て、迎泉会の活動を明らかにした。次回期日は二月二九日(木)一時。

現在、泉水さんは、懲罰

が終わったにもかかわらず、も、関心もたれた方は是非

お近くの方、近い方とも大きく違う。次回も

お近くの方、近い方でない方

が、泉水さんの妻のこと

についても記載するよう具

体的な指示もした。そのこ

とに、刑の執行順序変更

は、その証拠資料は「おおわざぎ『反省書』を提出

して反論すること。原告

が、泉水さんとの書簡から

こうとしていることに対し

て、迎泉会の活動を明らかにした。次回期日は二月二九日(木)一時。

現在、泉水さんは、懲罰

が終わったにもかかわらず、も、関心もたれた方は是非

お近くの方、近い方とも大きく違う。次回も

お近くの方、近い方でない方

が、泉水さんの妻のこと

についても記載するよう具

体的な指示もした。そのこ

とに、刑の執行順序変更

は、その証拠資料は「おおわざぎ『反省書』を提出

して反論すること。原告

が、泉水さんとの書簡から

こうとしていることに対し

て、迎泉会の活動を明らかにした。次回期日は二月二九日(木)一時。

現在、泉水さんは、懲罰

が終わったにもかかわらず、も、関

上申書

平成 24 年(ネ)第 815 号
損害賠償請求控訴事件
控訴人 泉水博
被控訴人 国
平成 24 年 9 月 13 日

名古屋高等裁判所民事第 4 部甲ハ C 係御中

頭書の事件について、貴裁判所より口頭弁論期日呼出状の送達を平成 24 年 8 月 21 日に受けとりました。平成 24 年 9 月 21 日午前 11 時 00 分に名古屋高等裁判所民事第 4 部 1003 号法廷に出頭するようにとのことでした。

控訴人は、岐阜刑務所長宛に、同期日の「出廷願」を提出したところ、「出廷願いは取り扱っていない。」という返答でした。その為、同期日に出頭することができません。

控訴人として、口頭弁論期日に出頭することは、重大な義務とも考えておりますが、刑務所当局が、出廷願いを受けつけないという以上、控訴人としては、如何ともしがたいことあります。

憲法で保障されている、公開の法廷で裁判を受けることができる筈の国民の一人として、刑務所当局の一方的な判断で出廷できないということは甚だ不本意なことであり、著しい人権侵害とも考える次第です。

裁判所におかれましては、控訴人は出廷することを望み、出頭すべく努力したこと認められ、控訴人が出頭しなかったからと、本件訴訟上において、控訴人に、不利益になることのないよう呉々もお願い致します。

仮に、控訴人が出廷できない場合においても、準備手続という形ではなく、法廷の場では口頭弁論によって裁判を指揮していただくよう要望致します。

なお、今後も弁論期日の毎に、出廷するべく努力を重ねていく所存であります。裁判所におかれても、控訴人が出頭できますよう訴訟指揮して下さいます様お願い致します。

そして今後、控訴人が出頭することができなくとも、毎々、このような形で上申するまでもないと思思いますので、以後は、提出しないことと致しますが、控訴人が出頭していない時には、本上申書の意とするところを宜しくご理解下さいますようお願い申し上げます。

以上。

うか。長期の予報では、九月もこの厳しさが続く由、まいりますね。

通声防止の故もあつてでしょか、外の風が全くといつてよい程入らないつくりになつてるので、昼間はたまらない暑さです。ただ、これまでの部屋より虫の声が聞こえることで秋を感じさせられています。コオロギだけでなく、ズズムシ、マツムシ等の鳴き声も。

*

八月二一日(火)に、(無事故剥奪、順変国賠本人訴訟)控訴審の口頭弁論期日呼

出し状を受取りましたので同封いたしました。例によつて、舟木先生他の方々への原

本、並びにコピー発送方お願いします。出廷は不許可(多分)です……が、すでに所長に「出廷許可願い」を提出しています。

なお、不許可の場合は、所長の不許可文書を添えて提出したいので、同文書発行を願い出ています。(多分これも可能性はないと思う。)当局の前回の不許可理由は、運営上許可できないというものでした。

【註】岐阜刑務所長宛に提出した「出廷願」の返事は、なんと、「出廷願いは取り

扱っていない。」というものでした。

*

次に、「取調べ」についてです。

今回の私の発言が、何故「担当抗弁」となるか、私には判らないし、納得できない旨は、事情聴取の中でも話しました。

私の発言は「ハイ！」と声を出して、本当に気づいてもらいたかった。その時の状況を説明しようと話し始めた処、「待遇で聞く！」と感情的に云われて、発言を中断された訳で、私が声を出したことで頭に来たからといって、説明しかかつたことを

いう手順となりました。担当他職員は、交談中は脱帽のため、着帽時の交談は不正交談と判断、調査対象となる訳です。

これまで(春先まで)の旧手順は、①で「ハイ！」と声をあげて、担当に用件があることを意志表示し、②、⑤、③、そして⑥、①(声)、②、⑦、⑧、⑨の手順。

何故、旧①の声を出しての意思表示をしてはいけない、新手順に変更になったか判らない。敢えて考えられることといえば、担当が「ハイ！」と云われることを「要求」と受け止め、「煩わしい」として、現行の方法をよしとしている。まさかと思うが……若し、そうした意識があるとしたら、傲慢も甚だしいと云わざるを得ない。

私達の縫製作業は種類が多く、最も手間のかからない簡単な製品であつても、仕上がりまで最低一〇〇も超える工程があるのです。しかも、不況の影響もあって、受注数も少なく、その分次々と異なる種類の製品の受注となつていています。工程内容が違う製品なので、各バーツを縫う度び毎に打ち合わせが必要で、交談回数が多くなるのが実状です。

「担当抗弁」とは理解できない。私の説明を聞いてもらつていれば、その時の状況と共に声を出さざるを得なかつたことも担当に理解してもらえたと思う——旨の供述調書を作りました。

懲罰審査会は、今週、火曜日か、遅くても木曜日にあると思います。翌日が懲罰執行日(初日)です。何日の軽妨碍(閉居罰)懲罰となるか判りませんが、一五日として、九月一五日前に解罰となりますので、九月一八日(火)には、お便りできると(発信)思います。九月四日(火)が発信日なので、第一週中に風さんにお便りなんかつたら、懲罰に入ったと判断して下さい。

一五日だと、また無事故三本剥奪となります。八月末で、無事故五本となるところでしたから、実質四本の剥奪です。(現在四本保持)問題は、懲罰後の処遇がどうなるかです。昼夜間独居が続く可能性もあるので……ま、先のことは考えないようにしています。

*

今春から変わった、出役(工場)就業中の用件(交談・離席等)の許可を担当に受

けける際の手順を以下に。

先ず、担当のいる処を確認して(本来、担当台に向かつてが原則ですが、担当は工場内を移動していることが多いので)その方向に――

①黙つて手を上げ、担当が気づいてくれるまで待ちます。(この間一〇秒位の間隔で気づくまで手の上げ下げを繰返して待ち続けます。)

②担当は、それに気づいたら、その収容者の名前を呼びます。

③それを受けて、脱帽して担当に用件を具体的に云つて許可を乞います。

④例えば「五班、班長○○さんと、作業段取りの件で交談の許可をお願いします。」

⑤担当は、「○○と泉水交談よし。」の許可。又は、「待て！」と指示。(この場合着帽)。

⑥担当がすでに三組ある場合

⑦「交談開始(原則として二、三分間)終了したら、交談終了報告のため、①の動作に入る(交談者、相方が拳手)。②を受けて、

⑧担当「○○さんと交談終了しました。」を確認。

私は曲がりなりにも経験だけは長いの

で、見本を見ることで一定判断ができ、その分、打ち合わせの数も少なく済みます。が、それでも、班長からの縫製指示を含め、一日平均四、五回は最低必要となります。同班（第四班、現在七名）の班長の交談数は二〇回は下らない数で、それも最低であります。

作業（工場）によつて交談の必要性の多寡は異なりますが、何でも一律にしてものごとに対処するという、刑務所の運営上の欠陥の一つが、この制度にまた表れていると思う。長々とごめん。頑張ります。

●一九月二二日

今日九月二二日（土）朝食後に、懲罰満期終了で「解罰と、そのまま昼夜間独居処遇とする」との言渡しがありました。独居処遇が、この後、どの位続くかについては未定です。来週月曜日から、また室内作業（紙の手提げ袋の紐付け）が、始まります。

結局、懲罰審査会（五分に満たない？）

の結果は、「認定懲罰一五日の閉居罰、無事故三本剥奪、期間中の処遇を全て停止する」との言渡しで、執行された次第です。

無事故は八月末で一本増える予定でした

が、その二週間前の取調べとなつたこと、でゼロ。実質四本剥奪された様なものであります。

*

昼食後、お彼岸の中日ということで、特配（食）のきな粉餅のおはぎ（ピンポン玉）のひと回り大きい、その半切りのかわいらしいもの）二個をいただきました。市販のものとすることもあって、おいしかったです。そのあと、この便りなど書きものにとりかかつたところです。

国賄、沢山の皆さんに応援していただき

懲罰は、安座の姿勢での座り続けです。昔に比べたら、そのきつさも大分違います。といって決して楽ではありません。懲罰ですからね。

一言で昔といつても、私の場合千葉刑当時のこと。大分古い話で三〇年以上も前。

例の千葉刑内での事件後の六〇日軽罪禁（閉居罰）懲罰時のことですからね。

今回の懲罰については、名古屋矯正管区長宛の審査申請書を提出する予定で、準備に入ります。措置告知の翌日から起算して

三〇日以内ということですから、一〇月第一週中に届くよう、とおりかかります。

何せ、身内ということもあつて、その結果は見えているのですが、その制度がある以上、その実態を確認しておきたいと思つています。

刑）在監当時、周期的に行なわれていたとされる様になつたのです。どうも、ここ第四棟に永住となるようです。

私としては、訴訟した時点から、何時来るか、何時来るかと思っていたのですが。つまり独居暮らしが織り込み済みだったのですが、やはり、すべてが、計画的であつたようです。ここまで汚いとは。

*

さて、おたずねの職員との話し方、言葉使いのことですが、経験者の同僚や、職員から聞く限り、刑務所によつて大分異なると認識しています。短期刑務所と長期刑務所の違いは大きい。一年二年で出所する人達と、八年一〇年以上を過ごす人達では、職員の接し方そのものが変わるのが事実です。

昨今、就業時間が減つて、職員と懲役の接する時間が減つているとはい、職員は子供よりはるかに多い時間を懲役と接する訳ですからね。特殊な関係であることは確かですが、それは机上の思い・考えでは計れないものだと思います。

職員を「先生」「担当さん」と呼ぶように、との指導は、千葉刑務所（初犯長期

していたこと也有つてか、何時もに増して嬉しさも大きなものに感じました。どうもうぞご休心を！

昼食後、お彼岸の中日ということで、特配（食）のきな粉餅のおはぎ（ピンポン玉）

のひと回り大きい、その半切りのかわいらしいもの）二個をいただきました。市販のものとすることもあって、おいしかったです。そのあと、この便りなど書きものにとりかかつたところです。

国賄、沢山の皆さんに応援していただき

申上げます。大変心強く、益々の励みとなつております。同時にそれ丈、より緊張感を持つての慎重な生き方が問われることを心してゆかなければならぬと思つています。どうぞ、皆さんに呉々もよろしくお伝えください。

今日二四日（月）昼食後に第四棟に転室しました。もともとは、この四棟のみが昼間の風さんを始め他の方々からのお便りを拝読しました。この間（懲罰中）楽しみにが長期刑務所であることなどを單的に語つていると想ひます。

●一九月二四日

私物袋の解錠（南京錠）後に先ず、この間の風さんを始め他の方々からのお便りを拝読しました。この間（懲罰中）楽しみにが長期刑務所であることなどを單的に語つていると想ひます。

刑）在監当時、周期的に行なわれていたと記憶していますが、根づくことなくきていたのが実状です。「担当さん」と呼ぶ者がいないわけではないのですが、少數派です。職員を「先生」と呼ぶのは、対作業技官に対してだけで、「親爺」「親父さん」がほとんど。その呼称の雰囲気からも、当所が長期刑務所であることなどを單的に語つていると想ひます。

基本的に会話は敬語で「です」「ます」です。しかし、職員だからといって、すべて上からの目線、押さえつける態度、言動を取る訳ではありません。普通の話し方で話し合うことが少なくありません。

ただ、それも職員個々によつて異なります。また、幹部職員の前で敬語を使わず話す、などということは決してありませんし、これは私だけに限つて、ということでは勿論ないです。しかし、全て敬語で接する職員は希少です。懲役もそのへんは心得ていて、使い分けているのです。ほとんどの懲役が、大なり小なり、そうした対応をもつっています。同僚間においてもまたしきりです。

というわけで、自分としては、一步距離

を置きながらも、普通の会話を心がけて過ごしてきましたこれまでです。それが可能ということ。できる環境にあるといふことも、ここ岐阜刑の実状です。

次便はもう少し落ちついた気分で書けるといふのですが……。それではまた！

〔註〕正直な感想として「少し遅いんじゃないの」という云い方が、私にはちょっと気になつていて。なしにしろ、刑務官にたいして「先生」と呼ばなあかんし、なんでもかんでも規則規則やし、廊下を行進する時は軍隊式やし、ちょっと目が刑務官と会つただけで懲罰になるし……そんな場所で「少し遅いんじゃないの」なんてタメ口をきいたら、そら「ここをどこだと思ってる」とやられるに決まつてるやんか……と思つたんや。で、泉水さんにそのことを尋ねたんやつた。

工場の担当刑務官に、「少し遅いんじゃないの」は、泉水さんとしては、普段どおりの、いつもの口のききかたなんや。

そういうえば、面会でも泉水さんは、立会いの刑務官に向かつて、「あれどうなつてたつけ」なんてふうだものな。

ダメ口が許されるかと思えば、刑務官

の虫の居所が悪かつたりすると、いきなり「担当抗弁」で懲罰。しかし、その後の処遇がいまだに昼夜独居処分が続いている工場に出られない——なんてことは今までなかつたという。訴訟を起こしたことへの報復措置か、それ以外に考えられない——。

●— 一〇月一日

最近もの忘れがひどく、便りについても、書きながら、以前に書いたか、否かも判らなくなる始末で困つたものです。こればかりはどうにも対処の方法もないし、それに、これも歳のせいもあるでしょうが、頭の回転の鈍さを痛感しています。

つまり、ツーと云えばカーとはいかなくなつていて、会話の頻度が関係するとも聞きますが。そうなると、これからその機会が全くなくなることで……。明るいことはなさそうです。

●— 一〇月三日

「泉水国賠通信」三号が、告知から（七月一九日）一ヶ月も検閲にかかるて、八月一六日にやつと受取つた次第です。先の二号

からこのようになりました。○号、一号については告知の翌日に配布されていたのに。書籍の場合、その様なことはまれにあります。パンフの場合は、「救援」紙が遅く、二〇日間くらい。他は四～五日で入つてゐるんです。

*

今後も続くであろうこの状況「昼夜間独居」では、報奨金の使用制限で、日用品の購入が全くといつていゝ程できません。

現在はまだ切手の所持はあるのですが、手持ちがなくなるとその購入も許されないと云われています。手紙を発信するなど云うのですねと念を押したら、そうは云つてないが、三類は月額の半分、四類は三分の一（今月から降下なので該当）と法で決まっており、その使用制限の徹底指示（所内規程）がでているので、それに従つてもらう、と。

これまで工場出役で得る報奨金は、毎月約一万円あつたので、その使用半分で、何の問題もなかつたのですが、今後は居室作業、しかもその額は千円位からの出発（職種と作業等の関係で）です。

報奨金の累積金が五〇万、百万とあつて

も、その月の報奨金額が基準だから、それ以外は使わせないと答へ。もつとも私は、これまでそのほとんどを使つていますが、これまでそのほとんどを使つていますが、……だいたい社会に出てからの更正資金が、その報奨金の目的で支給されるもので、本人の所持金ではないらしいのです

が、では、社会に出られない（出なかつた）人のお金はどうなる（なつている）のでしょうかね。

〔註〕泉水さんは、いま切手を貰つたりするお金にも困つています。月千円の報奨金の内、使つていいのはその内の三分の一——と、三〇〇円！ 泉水さんはこれまで、わずかな報奨金の中から、フィリピンで結婚された口ウルデスさんに一年亡くなるまで毎年、仕送りをつづけていました。もうそれをしなくてよくなつたからと、報奨金以外のお金（カンバなど）は宅下げして、訴訟関係に使う様に舟橋さんに預けています。

以前、「順變」のことと舟木弁護士に岐阜まで来て、面会をしてもらつた時は、このお金を使わせてもらいました。現在一一二万円ほど残つています。

す。泉水さんは、言いにくそうに、「お金がまだ残つてゐるなら、少し差入れをいただきたく……」と右の便りをしてこられたのです。

「泉水国賠通信」の発送、印刷その他の費用は、いまのところカンパでなんとかまかなえています。泉水さんからの預かり金には手をつけないようにしてお思つています。これは泉水さんが派出所される時のお金にしたいのです。

泉水さんは最低毎月五千円必要です。皆さんから少しずつカンパをお願いできないでしようか。

●— 一〇月四日

一〇月一〇日、独居係主任（こういう職席があるのは始めて知りました。それ丈、独居処遇対象者が多いということでしたよう）が、来室。私の一〇月～二月までの優遇措置で、その区分の言渡しがあります。これまでの第三類から第五類に降下となりました。当然、処遇も変わります。期間の、面会は二回。発信は四通。他自己用途物品の使用の制限等があります。

今回の懲罰事犯粗暴言辞で一五日間閉居

罰ですと、通常では降下しても四類です。しかも、それまで普通の成績で過ごして来た場合は罰後、工場出役が通常です。それが今回罰後に即、独居処遇とされ、五類へ降下された理由は、同じ根拠のものと思われます。その理由は全く聞かされていませんが。

五年前の暴言（例の「バカだな！」発言）で、今回と同じ懲罰一五日、三年無事故剥奪。罰後は四日目に工場出役しました。そして、翌々月の一〇月のこの区分は変化なく、三類のままで降下はなかつたのです。

この時、私と同時期に同じ一五日懲罰を受けた同僚は、四類に降下しています。この折りに「何故、自分は下類しなかつたか」を工場主任に聞いた処、「それまでの六ヶ月の評価点が、第三類の評価に達しているからだ」との答えでした。

その降下しなかつた時の自分の作業等工場は一等工場で、無事故保持数三本（剥奪され〇となるも）、報奨金の受刑態度は二割増、作業成績の割増は七割、合わせて九割でした。

それに対して、今回の六ヶ月は、無事故

保持数が一本多い四本。従つて前回の時より、通常であれば悪い条件ではないことになります。この間に出会つた、心ある現場職員の何人かは、現在の処遇に一様に首をかしげている実状です。

今月はあと一回の発信を残す丈となりました。皆さんへのお便り、益々減つてござん沙汰が続きそうです。この件について、通信に載せていただき、謝りたいです。

●— 一〇月三一日

安田先生から「追加提訴をしますので、同封の委任状二通を完成させて、返送していただきます様お願いいたします」と、お便りと共に送付。お便りは二七日に受取つたのですが、委任状がまだ受取れていました。明後日が願箋出願日と発信が重なつてゐるので、明日中に配布されないと来週火曜六日にならないと発信できない状況です。この便りに同封できると考えていましたが、それがダメで、最悪一〇日後となる可能性もあります。現在の状況、先生方にご連絡いただいて、ご了承下さる様お伝え下さい。

一一一月一三日

私も変わりありません。血圧の方も落ちついてくれてる様です。

ひと頃大分続けていびられましたからね。相手にしないこと、としていてもね、時には心騒ぐこともあります。その故も少しはあつたでしょう。自分との鬭いもまた問われていると思っています。

〔註〕泉水さんは薬を飲んでるのに、血圧が一七五—九五もある。

*

前便発信後のその夕に、安田先生からの

証拠申1～甲9号までの全てを配布されました。その膨大な量に、改めて書簡の書証化作業のご苦労を実感として認識した次第です。風さんのワープロ化の作業も大変なことであつたことと容易に察しります。本当にご苦労様でした。そしてありがとうございました。

*

今日、先月の報奨金（実質労働賃金）の告知がありました。二〇日間約一三〇時間（分引き時間がありますので）で、九四四円でした。これまでの一〇分の一にもゆかない金額でした。

日誌ふうに
水田ふう

●一九月二一日

今日の泉水さん本人訴訟（無事故剥奪、順変）控訴審、第一回公判には、八人もの仲間が、会社休んだり早引けしたりして傍聴にきてくれた。一審の第一回にしてそれが結審の口頭弁論は、ほんまに一分もかからんかったから、こんどもあつちゅう間に終るでえいうてたら、やや！ 今回の裁判官は、ちょっとちがうかも……。なにしろ一審の裁判官（岐阜地裁・鈴木正弘）は、原告の泉水さんが出廷できない法廷で、被告・国の代理人に顔むけて「訟明の必要なし。証人も呼ぶ必要なし。」なんて、いうんやからねえ。それでそのまま「結審」「次回判決」なんやから。聞いてはいたが、あまりのことに私は思わず立上がつて口上を述べてしまつたんやつた。

控訴審もそういうもんやろと、私は目をつり上げて裁判官を睨みつけてた。
ところが、こんどの裁判官は、席につくなり国・被告にむかつて――

一方、いま厳正独居処遇者は総収容者（八〇〇人位かな）の一五%を超えるよう

です。ここ二、三年でその率が上がつたと 思います。独居拘禁処遇者は、報奨金の使用と云つても、ほとんどが月額の四分の一とか、せいぜい三分の一ですから、もともと論外ですが、使用制限を受けている報奨しかねる者にはこの寒さに向かい、酷な話ですね。それに比べたら私は幸せものです。いまの状況でも贅沢過ぎかも知れません。

●一一月二八日

今日は屋外運動の日で、午前一〇時の休息（一〇分）後に出たのですが、陽の当たらない運動場のため、この時間帯でも寒かったです。厳冬期が思いやられます。

三〇分間、檻の中の虎よろしく、狭い運動場の中をぐるぐる歩き回るだけですが、動くことが無い毎日ですから、できるだけその運動だけは続けないとね。

入浴は週二回。一回一五分（ひげ剃り含む）。入浴日と雨天の日は室内運動となります。放送が流れますが、実質、作業の物品、私物保管物や寝具等で部屋は満杯で、

不可の実状。

いまの仕事は、厚紙のファイル（バーの取り付け）作りです。仕事が切れる、プラスチックの洗濯バサミのバネ作りです。

それに指先を使つての、どうしても前屈みとなることで背筋の痛みが、午後の時間になると出る毎日です。独居生活自体には、東拘での七年間の室内作業の経験がありますから、苦としない様に対応しています。

何せ、此處にいる限りは、昇級はない。無事故であつても関係ない。処遇は全く変わりないですからね。

対人関係で、人と接することが全く少なくなる訳ですから、煩わしいことがないと云われますが、私は工場出勤にあつても、対人関係で苦にすることはありませんでした。

長く独居でいると、人の話を聞く、話をする、ということが極端に下手になります。さて、果たしてこの生活がいつまで続くことになるのか。

したことが判明しました。赤軍だからといふのです。事案の真相が、ようやく明らかになつてきたようです。」

「それに対しても、答弁書は九月一二日付で裁判所に提出されています。つまり二一日の口頭弁論の前には、裁判官は、岐阜刑務所長が順変申請をしていました。そつするとふうさんが聞いた裁判官の國側に対する文句、指示のようなものは、正確にはどのようなものだったのでしょうか。岐阜刑務所長が申請していた事實を、一審で何故言わなかつたのかということを次回までに証明しろといふことなのでしょうか。」という問い合わせがきた。

うーん。どういうこつちやろう。すぐ裁判所に電話してみた。「第一回目の口頭弁論調書のコピーをしたいのですが……」「コピーはできますよ。しかし、「延期」とだけしか書いてありませんよ」という。あのやりとりは記録されてないんや……。

それを聞いて、舟木弁護士は「準備書

本人訴訟を事実上支えてくださつての仙台の舟木友比古弁護士にすぐ電話で報告すると「まったく期待してなかつたけど、へー、それはめずらしい」と笑い声。
しかし、翌日、懲罰中の泉水さんから国側の答弁書が舟木さんとこに速達で届いて、「答弁書は、泉水さんの順変について、実は岐阜刑務所長は申請していたというものがつたんや。びっくりした。

阜刑務所長の申請を東京高検検事長が却下

(1)「岐阜刑務所長は、平成22年7月22日、東京高等検察庁検事長に宛てて、原告の『刑執行順序変更指揮について(申請)』と題する書面を提出した。東京高等検察庁検事長は、同月29日、執行順序の変更を認める必要はないとの判断をした。」と主張しているのであるが、結局のところ、そのような事實を示す証拠は何ら提出されていない。

(2)被控訴人は、岐阜刑務所長の検察官に対する「刑執行順序変更指揮について(申請)」及びこれに対する検察官の判断について、添付資料又は関連する記載があり文書も含めて、一切の文書をすみやかに提出すべきである。

「こんどの名古屋高裁裁判官(渡辺修明)

は、裁判の手続としてぬかりなくやりたいと考えている人のようやけど、判決はどう出るにしろ、まるで闇の中にあつた「順変」の「事案の真相」が、泉水さんのこの本人訴訟で、ようやく明らかになつてきた。

●—10月7日

港合同事務所に作業に行つてきた。

六日は「死刑廃止の声2012」集会とデモがあるので、それには前から参加する予定でいた。そしたら七日午後一時から、安田さんの事務所で作業がある——と、山下弁護士から中島くんに連絡が入った。

この間、書簡の整理・データづくりが済んで、そのままの「書簡の書証化作業」の連絡がきたんやつた。書証化という意味もよくわからんかったけど、それを聞いて、私もせつかく東京にいるんやからと事務所に向かつた。

赤坂の駅から、なかなか事務所にたどりつけない私を迎えてきた中島くんが、「(仕事は)すつごい量。とつても一日でなんか終わらないよ」と小声でいうんや。

「私もできることがある?」

「コピー」

「うん、それならできるやろ」

それが……泉水さんからきた手紙をワープロ打ちにするようにいわれたのは、五月の第四回公判の時。泉水さんの手紙は流れような達しやな字で、それも普段使わな

本の手紙とつき合わせて校正をしていた……。パソコン画面をちよつと後ろから覗いたら、その字のちつさいこと! 原告は、自分が打ち終えた手紙をつき合わせ校正したんやろか?

この仕事を安田さんは午後一時~夜の九時半までぶつとおしで、食事もとらず、休憩もなしでやり続け。(私が帰つたのが九時半やから、たぶんそのあとも作業は続いてたと思う) その形相は「死刑弁護人」のポスターそのままの阿修羅の顔やつた。

山下さんもやっぱり休憩なしで、パソコン画面のエクセル表の手紙一つひとつに、たとえば「甲第4号証A-3」と書き入れる作業をずつと。

私の仕事は、原本の手紙を一枚一枚三部コピーして(写真はカラーコピーで)、それぞれ「正本」「副本」「控」と「甲第〇号証」の判子を押して、「甲第何号証何々」の何何を書き入れて、綴じる作業。飲み込みの悪い私は、これがすつとだけへんのや。

休憩なしは、安田さんたちと同じやつたけど……。だつてなんばなんでも、安田さ

ん山下さんの真剣な猛烈な仕事ぶりを側でみていながら、「ちよつと休憩させてもらいます」なんて、いくらずうずうしい私でもよういわんかつたんや。

休みなしで八時間も仕事したの、生まれて初めて。コピーは立ちっぱなしやから、もう背中と腰がいたくてまつすぐ立つてられへんくらい。こつそり、空いてるへやの大机の上に寝転がつて、背中を延ばし体操して知らん顔してもどつたけど……。

安田さん、この日は三ヶ月ぶりに家に帰る予定やつたので、徹夜はしないで済んだけど、五分くらいで終つてしまつ公判は、傍聴人にはちと物足りないけど、こういう隠れた膨大な作業が五分の公判の背後にはあるんや。民事は書類のやりとりが本命。この書類を作るために、安田さんたちは「徹夜はしばしば」というてはつた。

事務所の高田さんに「毎日こんな状態?」つてきいたら「はい、そうです」つて。その仕事(のごく一部)を目の当たりにして、床まで頭が下がつてしまつた。

本来ならコピーやPDF化なんかは、私ら原告がやらなあかんことやつた。信書

い漢字が多くて、私には読めない字だけ。はつきり言つて読みづらい。それは忙しい安田さんにとっても同じことやから

ワープロ打ちにするんやな——と独り合点して、それから毎日少しずつやつて(水田宛三四通)、六月末には安田さんとこに届けた。(他の原告七人もそれぞれワープロ打ちに)しかし、このワープロ打ちは一

人安田さんが読むためではなかつたんや。岐阜刑務所はある日突然、泉水さんとの面会を「不許可」にした。その理由は「赤軍」関係の支援者だからといふんや。(泉水さんとの面会で「私は日本赤軍は好きやないねん……」なんていうてるもんやから、「赤軍」支援者には入れてもらえなくて、身分証明書不携帯の理由で不許可に)

その反論証拠の一つとして、泉水さんと原告たちが交わした手紙の中身を裁判官に読んでもらわなあかん。そのためのワープロ打ちやつたんや。裁判官は読みにくいまのは、平気で読まないで済ますんやろ。

「書簡の書証化」作業は、そやから厳密にして緻密な作業なんや。安田さんは、原告それぞれがバラバラに送つてよこしたワープロ打ちの文章を、一行一行一字一句、原

の発受を私らが裁判に盛り込むことになつた時点でも、そもそも、どんな作業が実際に必要なのか、具体的に一つひとつ、原告として確認すべきやつた。

一字一句原文ママ、手紙通りの位置での改行が必要——というなら、そのためには校正の係も時間もいる。そんな確認もしないで、裁判に不要な時期の手紙まで打ち込んでたんやつた。(それはそれで、泉水さんの手紙を改めてじつくり読む機会になつてよかつたんやけど。)

安田さんも山下さんも忙しくて、しつこく聞かれないので、こと細かく私らに指示なんか出さんやろ。でも、原告として引き受けるべき作業が何か。それを考えて、こちらから打診すべきところを全くボサーッとしてた……。(それを今まで事務所の高田さんにおんぶして知らん顔してきたんや。)

閑話休題——次回期日までにやらなあかん作業やけど、安田さんから求められたのは、ともかく手紙を証書化するために、全文手紙通りの位置に改行コードを入れた「太郎」のテキストデータをつくる作業。さつそく亜人さんがウインドウズのノート

傍聴に参加して

「10月18日の第6回口頭弁論の傍聴に行って」ということで何か書こうと思うのですが、夜毎のアルコール消毒が効き過ぎた僕の脳細胞はそんな昔のことはほとんど忘れています。わずかに憶えていることなどを記してみます。

正直に言って、僕にとって傍聴はおもしろいものではありません。

何をやってるのか、あまりわからないからです。

その後、報告会で安田さんと山下さんにによる解説があって、法廷で何が行なわれていたのかやっとわかります。だから、あの解説は本当にありがとうございます。

でも、もしあの解説がないとしても、僕はこれからも岐阜地裁に傍聴に行くつもりです。泉水さんが原告の人達とまた面会できるようになるといい、その為にいくらかでも役に立つ判決が欲しい、その為にこの裁判に注目している人間がいるのだということを裁判官に傍聴人の数という形で示したいからです。小柄な人の2倍くらいの体重はあるのだから、裁判官からは2人に見えてるといいな。

それから、報告会の後の交流会、これは文句なく楽しいものです。色々な人のおもしろい話を聞くことができるし、そもそも僕はお酒が大好きですから。

だから、とても楽しいのですが、そんな楽しい場に泉水さんが来ることができない現状は腹立たしい限りです。泉水さんが自由を取り戻すことを願っています。

8月の下呂合宿も楽しかったなあ。もちろんお酒もたくさん呑みましたし、安田さんはバーベキューの達人だし、山下さんはカブトムシに愛されてるし、リーダーはトイレ掃除の熟練者? だし、朝6時からお寺の鐘は撞き放題だし、翌日のお昼はおいしいカレーライスを食べ放題だし、いい合宿でした。

しかし、泉水さんが50年以上も自由を奪われ、日本政府によって海外へ放り出された期間を除いたとしても40年以上も拘束されていて、更に陰湿極まりない嫌がらせが刑務官らによって続けられているために起こした訴訟がきっかけの合宿が楽しかったなんて書いていいのか、複雑な思いです。(Flying Alcoholist)

パソコンを中島くんに用意してくれた。

国賠は、どんなに相談して原告団、訴訟団をつくとも、時間とともにねじがゆるんでいて、まず傍聴席から人が消え、そんないつて、また傍聴席から人が消え、それがままである。

こないだの下呂夏合宿を経て、泉水国賠の原告・仲間の距離はかなり縮んだと思うけど、私はそんなことにならんように、なにしろ先は長いんや。なんとか糸がきれないうに繋がっていきたい。
まだまだ厖大な量の仕事が裁判が終るま

ではあるやろ。原告だけではとつても間に合わない。どうか助つ人よろしくおねがいします。

*— 10月14日

一一時、名古屋高裁。「延期」いうことでの無事故剥奪、順次訴訟第二回公判。傍聴席には七人の仲間。

『原審で、被告国側が「岐阜刑務所が、平成22年、原告に対する刑の執行順序変更の申請を検討したことは事実であるが、これ以上の釈明の要はない』と主張。

ところが、その具体的証拠は一切明らか

にされていない。「刑執行順序変更指揮について(申請)」「検察官の判断について添付資料又は関連する文書、その一切をすみやかに提出すべき」と原告が述べているのは当然」と渡辺修明裁判官。

しかし、第二回公判でも被告・国はその証拠資料を提出しない。

で、今回も裁判官は――

『被告は「申請」をしたのは「事実」といいながら、「原告の申立を受け、順次変更について検討を行なう」、その「申請を行わざ」という一審の判決文と矛盾する。

裁判所としては、被控訴人(國・被告)の答弁書との違いに関して、客観的な証拠を出してほしい——と言っている。それがないと、裁判所として、審議を継続するのか、判断を下せない……。被控訴人に書証の提出を求める。いつまでならそれができるか――』と。

国・被告の代理人の答え。

「文書の特定はできてるんですが、プレイヤンシーの問題もあるので……」(なんのこつちや)「あと一ヶ月はかかる」んですと。パツパとやれよ。今日も東京から新幹線でわざわざ来てるんやで。

『では、一月二六日(月)までに提出してください。また「延期」ということで』

——次回期日、一月十九日(木)——時、名古屋地裁。

やっぱり傍聴人が一人とか二人でなく、八人七人とではだいぶ違う。いいかげんにはできないと裁判官も思うやろ? お近くの方、是非!

●— 1月21日

「面会不許可」の理由の一つに「面会の目的は単に「安否」とするにすぎず……面会

ではあるやろ。原告だけではとつても間に合わない。どうか助つ人よろしくおねがいします。

*— 10月14日

一一時、名古屋高裁。「延期」いうことでの無事故剥奪、順次訴訟第二回公判。傍聴席には七人の仲間。

『原審で、被告国側が「岐阜刑務所が、平成22年、原告に対する刑の執行順序変更の申請を検討したことは事実であるが、これ以上の釈明の要はない』と主張。

ところが、その具体的証拠は一切明らか

にされていない。「刑執行順序変更指揮について(申請)」「検察官の判断について添付資料又は関連する文書、その一切をすみやかに提出すべき」と原告が述べているのは当然」と渡辺修明裁判官。

しかし、第二回公判でも被告・国はその証拠資料を提出しない。

で、今回も裁判官は――

『被告は「申請」をしたのは「事実」といいながら、「原告の申立を受け、順次変更について検討を行なう」、その「申請を行わざ」という一審の判決文と矛盾する。

面会室に現れたのが私だけだったので、泉さんにはかなりの動揺ぶりやった。

「私の勇み足ではとの危惧が当たった……大津市から車で三時間近くも……時間を浪費させてしまつて申し訳ない。がつかりして一人帰路につかれる泉さんの姿を思うとたまらない気がする……」と、とりなす術もないくらいやつた。

しかし泉さん、これで少し様子がわかつたので、また挑戦します――と。

この日私は琵琶湖を望む、泉さんの住む山水庵に同道して、一泊させてもらつた。山水庵には離れもあって、「ここに泉さんをお迎えできたら……」といわれるんや。「熊や猿や猪が時々くるよ」という処やけど、ほんまに眺めも空氣もいい山の別荘のような家。

泉水さん! いつ保釈になつても、準備万端ですかね。

宮城刑務所の場合 鎌田克己

この夏から宮城刑務所も親族以外の面会は不許可になりました。

新法施行のときは申告制で住所氏名生年月日を記載した公的文書のコピーを本人に送り、それを提出すればほとんどのOKでした。それが今年になって、今までのは全てチャラにし、改めて本人から再提出させたことから懲役の間ではいろんな憶測が流れ始めたようです。

ぼくは懲役ではなく一般社会人だから、この当局の指示は、新法施行時五年後の見直しを明記してたし——一般社会人は五年も経てば事情状況の変更あるのは当然なので——その確認のための再提出と思つていました。年金の支給でさえちょくちょく本人確認するそุดだから。

ところがお盆過ぎに兄の友人が面会に行つたら不許可。友人は肩書きも立派、ぼくも見習うべきところたくさんの方です。そこで職員は色々説明したようだが、要は人員不足がその理由のこと。そのときは新法に紛れ込ませた（所長の裁量権）の一端を見せつけられたつもりだから、裁量権などなんのことというべき存在の人、当然会う権利あり官は会わせる義務があるという人を乗つけて、八月下旬東北道をスイスイ走つた。

結局彼女は親族ではないとのことで会えなかつた。職員の説

明では宮城刑務所の面会の基準が緩すぎ、他の刑務所との釣り合いが取れなくなつてゐるため、法務省の指示で親族以外の面会は不許可にした、これは所長が変わつたからといって変更になるわけではない、裁判で判決となれば別だが、と。
(無期の兄の場合) 面会できるのは仮釈放の一年前くらいなら居住や就業の件もあるから許可なるだろうと言う。それなら該当するはずと、去年仮面接がかかるつて、もうすぐ本面接||仮釈放なんだからと教えたのだが、「それはないでしょ、」
ない」と断言された。笑いながらだつたが。

法務省が最近公表した資料によると、去年無期の仮釈三人、確定後平均在監三五年一ヶ月。H一二二年——七人、三五年三ヶ月。H一二一年——六人、三〇年二ヶ月、と急に長期化終身刑化している。ちなみに一〇年前のH一四年は六人、二三年五ヶ月だつた。

これだと笑つて言うのもわからないわけではない。兄は確定後まだ二一年なのだから。
仮釈放の話は別にして、ここまで一律に不許可だと、これは裁量ではなく違法無法といふもの。

でもここでぼくは、宮城刑務所が「再提出」させた理由を考えたのだつた。一律に不許可にするならその必要が無かつたろ

うと。面会する必要性喫緊性の意思の強さ信念の固さが、門を開かせるだろうつて。だけど人は楽な方に流れがち、意思とか信念などは特にそつ。

ふうさん、泉水国賀は安田さんがつかれたのですね。安田さんは兄の控訴審弁護団長。そのときの法廷は今でも語り草。松下センセが証人に立つてくれたり。そうそう、泉水さんの本、

夜遅くなつて松下センセから電話があり、本の取材がまだ終わらないのでうちを貸してほしいと、泉水さんのお兄さん、担当弁護士、マドンナと来られたことを思い出しました。取材なのに、センセはノート開いたまま何も書かずにして本にするのだから凄い人でした。お兄さんはガタイの大きな人で、でも身体悪そうで、それからまもなく亡くなつたのでしたね。泉水さん

報告 上野延代さんを偲ぶ会 宇賀神寿一



11月24日、上野延代さんを偲ぶ会があった。

上野さんが亡くなられたのは、本年6月8日。享年101歳だった。

私が上野さんの死を知ったのは、その2ヶ月後だった。そつと逝かれたのが上野さんらしい、と思った。しゃしゃり出ることを嫌って、いつもそつと何んでいたような人だった。

だから、みんなで集まって、偲ぶ会をすることについては、ご本人はきっと固辞されるだろう。そういうことをつきあいのあった人たちはよく知っていたから、偲ぶ会をしようという話があまり出て来なかつたのかもしれない。

しかし、それでもやりたいという思いが集まり、世話人会を作り、とうとう上野延代さんを偲ぶ会をやつてしまつた。上野さん、ごめんなさい。

偲ぶ会は、文京区民センター2A集会室で行なわれた。

参加者は、49名。この日は他にも催しものがあったようで、予想より人が少なかつた。情宣が十分にできなかつたこともあるだろう。しかし、参加者が多過ぎても散漫になつてしまうから、丁度良い人数だったかもしれない。

一七時半頃から会場準備を始めて、18時過ぎから上野さんとの思い出を語つていつもらつた。スクリーンには上野さんのスライドが映されていた。えつ、上野さんって若いときこんなカンジだったの？ 意志の強そうな女性がいた。

一人ひとりに語られていく思い出によって、上野さんという人が少しづつ立体化していくようだ。

そつと何んむ風情の上野さんの意志の強さは、日課の如くの東京拘置所面会、青春18切符を使っての全国拘置所刑務所への面会の旅、法廷での裁判官への辛辣な一言等々、語られる思い出の中にある。だから、上野さんを慕う獄中者が多いのだろう。

偲ぶ会は、語り尽くせない思いの人たちがいたが、21時半には終了した。

追悼 若松孝二 渡辺亜人

一〇月一七日夜、映画監督の若松孝二氏が亡くなつた。

私事の思い出となりますが、四四年に亘る彼との交わりを書くことで追悼としたい。

私が若松孝二の名を初めて知ったのは一九六五年、ベルリン映画祭で彼の「壁の中の秘事」が上映され、それを高名な映画評論家たちが「ビング映画が出品されるとは何事だ！」これは国辱映画だ！」と非難し、騒ぎになつた時だつた。

当時、私は高校生。映画が好きで将来は映画監督になるうと夢を描いていた。

六八年、シネクラブ研究会という自主上映団体が日活の鈴木清順監督作品の連続上映を企画し、その貸し出しを日活に要請した。それに対して日活が貸し出しを拒否。更に「わけのわからん映画を作る」と鈴木監督を解雇までした。これに抗議し、多くの映画人やファン、大学映研の学生などが集まり、「鈴木清順問題共闘会議」を結成した。

私はシネクラブ研究会を手伝つて、その共闘会議の雑務をやることになり、そこで若松孝二、足立正生、松田政男氏らと知り合うことになった。

その後、シネクラブ研究会を主宰していたKさんと連れ合

く飲みに行つていた。

ある日、若松とも一緒にいた。隣のテーブルの客が店にいた猫をつかみ、われわれの席に投げてよこした。グラスが倒れ酒が飛び散つた。私と若松がその客を押さえこみ、殴りつけようとしたところ、店のオーナーが「まあ、まあ。そこまでは勘弁して」と。そんなエピソードもあつた。

七年のカンヌ映画祭、日本映画監督週間で大島渚、吉田喜重、篠田正浩、若松孝二らの作品が上映されることになり、その招待で若松と足立正生がカンヌに行くことになつた。映画祭が終わつて二人は帰りにレバノンに寄り、そこで「赤軍・PFLP世界戦争宣言」の撮影をすることになる。

九月末、編集、音入れも終わつて映画は完成。上映を

ATG新宿文化でやることになつた。ところが警察などの圧力で新宿文化での上映が出来なくなつた。そこで若松が懇意にしていた京王名画座（世界堂の五〇メートルほど新宿駅よりにあつた）に頼み込んで急遽、上映することになつた。この上映にかかわっている者の中から、新宿文化での上映が出来なくなつたことに抗議し、劇場を焼打ちするとか占拠するとかいつた不穏な動きもあり、若松は上映当日、木刀を持って劇場の入口に立つっていた。

劇場での上映が終わり、全国上映を始めるため赤く塗つたバスに乗つた「赤一P」上映隊が組織され、西日本への上映へと出発した。

いになるS氏がフランス映画社を起こし、私もそこへ入社することになつた。

この会社はジャン＝リュック・ゴダール作品の配給上映や、大手洋画会社が上映しないようなアーティスティックな作品の輸入配給と、日本の若松プロや大島渚の創造社など独立プロ作品をフランスをはじめ海外へ輸出する仕事をしていた。そんな関係もあり、よく若松プロの事務所へ遊びに行つたりしていた。

その頃の若松プロは、原宿のセントラル・アパートにあつた。明治通りと表参道との交差点の角、今のラフォーレ原宿の真向かいになる。住人は新進のメディア関係者が多く、そこへ居を構えることがステータスでもあつた。その頃の原宿は何もなく、夜になると飯を食いに行くところも少なかつた。竹下口の方へしばらく歩いて、たしか「とんちやん」とかいう焼き鳥屋があつたような記憶がある。あとは交差点際に出る屋台の蕎麦屋くらいのものだつた。

新宿の二丁目に、「らいぶら」という飲み屋があつた。映画やテレビ、作家や編集者、演劇などの関係者が集まつている店だつた。フランス映画社では仕事が終わつてから皆でよ

上映隊の出発後、若松プロは「天使の恍惚」の製作にとりかかることになつた。どういう経緯があつたか記憶にないが、私もこの映画に出ることになつた。まあ、近場の知り合いを端役に使って役者のギャラを切り詰めようというのも若松プロのスタイルである。この時、初めて撮影現場の若松孝二を見ることになる。それほど強い印象は残つてないが、テキパキと撮影は早かつた。

このあと、もう一本「婦女子高生恍惚のアルバイト」という作品にも出ることになつた。土方のアルバイトをして資金をため、H・Jを計画する役だつた。空港で見つかり逃げるのだが、金網で行き止まり。よじ登ろうとして刑事に後ろから襟首を掴まれる。その刑事の手が若松で、えらく首が苦しかつたことを覚えている。

西日本、九州へと廻つた「赤一P」上映隊だが、途中、隊長役の足立正生への造反などもあり、最後はバスも乗り捨てられ解体状態で終わつた。

その上映隊とは別に、若松プロの助監督をやつていた和光晴生（彼は日本赤軍の大使館占拠事件で無期懲役の判決をうけ、現在、徳島刑務所にいる）やYなどが、都内の学生や運動グループの要請で「赤一P」の上映を続けていた。

連合赤軍の浅間山荘、肅清事件の後だつたか、そんな上映隊を再結成したいと足立から相談があつた。それ以後、フランス映画社の仕事をしつつ、若松プロに入り浸る日々となつた。

七二年五月三〇日、「リッダ空港銃撃戦」が起きた。「赤一

P」の映画メッセージ、そのものの内容が実際に行われたのだ。若松プロへは警察のガサ入れや事情聴取などあり、大変な騒ぎになつた。映画の上映にも多くの要請があり、上映隊は各地を飛び回ることになつた。上映隊は若松プロを事務所がわりに使つていて、公安からの嫌がらせなどもあつて若松も困り、別に事務所を構えることになつた。七二年の「リッダ闘争」以降、毎年何かしら日本赤軍の闘争があり、そのたびに若松プロはガサ入れを受けていた。

七五年春、私もアラブへ行くことになり、その旅費の工面などで若松が動いてくれた。が、結局バスポートが発行されず、その計画は頓挫した。

七七年私は、仕事の関係で長野県に移住することになつた。その頃、若松は映画以外で、ビニ本みたいなものをキャバレーに卸したり、深海サメのエキスを売つたり、マグロを船ごと買ったバイヤーと一緒に鉄火丼のチーン店を作ろうとしたりしていた。私も農協に手づるがあつたのでマグロを売る手立てはないかと、見本のマグロを貰つて何度も農協と話をしたが結局上手くいかなかつた。鉄火丼チーン店の計画もいつしか立ち消えになつていた。

長野に移つてからは会う機会もあまり無くなつたが、私が東京に戻つて数年後の八七年一一月、日本赤軍の丸岡修が逮捕された。その救援運動の場で久しぶりに再会した。

その後、数年間はあまり記憶がないのだが、九七年一月ベイ

監督らしく、繰り返し流される映像を見つめ、「すごい映像だな」と言つていたのが印象に残つている。

足立正生との友情がその因にあるとはいゝ、よく差し入れをもつてアラブの日本赤軍のもとへ出かけていた。亡命が認められレバノンにいる岡本公三や、昨年、八王子医療刑務所で獄死した丸岡修。若松プロの助監督だった和光晴生。そして重信房子や子供のことなど、皆のことを心配し、様々な援助の手を差し伸べていた。

六〇年代の前半から半ばにかけて、独立プロとして大島渚の創造社、吉田喜重の現代映画社、篠田正浩のプロダクションなどができた。若松プロと他のプロとの違いは、そこから新しい人材が出てきたかどうかにある。若松プロ以外は、自らの作品を作るためのみ組織されていなかったが、若松プロからは足立、沖島勲、大和屋竺、高橋伴明、崔洋一などの監督を輩出しているし、他にも若松監督との付き合いの中で、映画の仕事に携わることになつた多くの人たちがいる。若松自ら、「俺は少し金が出来ると誰かに搾らせたくなるんだよ」と言つている。このあたりが太つ腹というか、人情家で親分肌のところがある。

映画会社でもなく小さな個人のプロダクションでありながら、これだけ多くの映画人を出してきたことは、稀有なことである。大島、吉田、篠田らとの大きな違いは他にもある。女優を妻にしていないことだ……。したくなかったのか、できな

ルートで岡本公三や足立ら五人が捕まつて以降は、しばしば会うことになつた。

いくつかの記憶を思い出してみたい。

九八年の二月、私がペイルートの刑務所へ面会に行くことにあり、その数日前、若松プロの新年会へ呼ばれた。若松は「皆に会つたら、がんばれよ」と伝えてくれ。お前も気をつけて行つてこいよ」と、想いのこもつた顔つきで言葉をくれた。

二〇〇〇年春、松田政男達と支援の一環としてシネマ下北沢で「足立正生映画の全作品上映」を計画した。足立作品の中には、若松プロで撮つたものが半分近くあるので、その上映許可を若松から得なければならない。その役目を私がやることになつた。

初めのうちは「足立の映画は面白くないから客は来ないぞ!」とか、「あんな屑フィルム」とか散々なことを言つていたが、何度も会つてやつとOKをくれた。いろいろ言つても、やはり気になるのか上映中はしばしば劇場に来ていた。

二〇〇一年9・11の日、足立の嫁さんが成田に着くので、迎えに行つた若松を若松プロの事務所で待つていた。何人かがいた。戻つた若松達と乾杯し、歓談している最中つけっぱなしにしていたTVに突然、高層ビルに飛行機が突っ込む映像が流れ始めた。

それを観ていた若松が、「この特撮はよくできるなあ」と言つていたが、本物のニュースと分かり皆食い入るように見つめた。衝撃の大きさで皆、言葉は少なかつたが、その政治的意味合いについてボツリボツリと語り始めた。ひとり若松は映画

かつたのかはわからないが。

また、右記の三人だけでなく、彼と同時代に映画を作つた監督のほとんどが大学出だが、若松は宮城の農業高校中退だ。

「オレは難しいことは分からぬ」「女も好きだし、旨い物を食うのも好きだ。金もいっぱい欲しい」と言つて憚らない俗っぽさが、とても似合つていた。

若松からこんな話を聞いたこともある。付き合つているヤクザの組長から「何でパレスチナとか、アカの手伝いみたいなことをやつているんだ?」と聞かれ、「極道でもシマを荒らされたら怒るだろ。闘うだろ。あれはそれと同じなんだよ」と言つたら、納得したような顔をしていたと。

若松の映画にたいする姿勢はとても謙虚に感じる。彼の映画制作の根本にある考え方ひとつとして、三〇年前に作られたインタビューワークの中の言葉を紹介しておきたい。

「昔は、いくらか映画で何かできるんじやないかという感じがあつたけど、六七年、六八年から七〇年にかけて、もう映画じやなにも起こらないんだということがわかつた。実際何も起らなかつたもね。俺の映画を観て、意識の上で何かを生み出したつてことはあるかもしれないけどね。だから、映画で運動するつてことじやなくて、映画の中でそういう人を描きたいつていうことだよ。そういう人々は立派なんですよつてことを、さらつと言いたいわけだ。俺、人間が好きなんだ。」(若松孝二「俺は手を汚す」ダゲレオ出版、一九八二より) 敬称は略させて頂きました。

読者から

●いつか傍聴できるといいのですが……。長丁場をのりきって、勝利できることを、心より祈っています。

大阪・T

●それにしても泉水さんのこと、本当にどうなっているのか！理不尽なことばかり。国のトップに立つ人々のなんと愚かな奴ばかり、弱い者いじめばかりでは、この国はひとつもよくなりませんね。

熊本・F

●四〇年も在監していながら懲罰によつて無事故剥奪……シジフォスの石と同じで永遠に出られない（出さない）。こういうことが刑務所で行われていることを世の中のわたしたちは知らないというもう一つの恐ろしさ！

東京・H

●すぐ読みました……もう言葉が無いです。サロンにくる同期生も読んでいます。

鳥取・F

●裁判傍聴してほんとうに良かつたです。実のところ裁判傍聴は九一年名古屋の自衛隊派遣訴訟だけなのです。

安田弁護士さんは、実に「すごい」方ですね。そういうことを何も知らずに傍聴席に座つていましたが、安田弁護士がさつと

入ってきたとき、うわっと思うほどその人のものに衝撃を受けました。そして被告席の國の代表たちのお粗末な顔と態度と姿勢、原告席の多士済々の面構え、なんだか劇場で眺めているような不思議な気持がしました。

滋賀・M

●泉水博さんの便り拝読して、いつもいつも腹の底にズシンと應えます。國ちゅうんは、ホンマに理不尽で非道いことするなー、そこで私は？と、何か動きをつくり出せないで苦しんで、いろいろなストレスで鼻の下にヘルペス出でます。新潟・O

東京・T

●「泉水国賠通信」ようやく読みました。読んだはしから消えててしまうということは、老人だからか、病気がよけいにそうさせている様です。本一冊読むのに何日かかかります。泉水さんの現状がよく解りました。

愛知・H

●「通信」ありがとうございます。読むたびに怒りと悲しみに身も心も震えます。

石川・I

●泉水さんのこと、正直に云つて私は忘れておりました。通信を送つて頂いて、堅気でなかつた、という強い印象を受けた泉水さんの姿を思い出しました。そして磯江さんのこととも思い出し、今も獄中に在るいろ

いろな方達に対し、私はとても鈍感になつてゐることを情けなく思いました。それはきっと他のことにも鈍感になることに通じるのでマズイです。

好きなことをやるという悦楽に呑みこまれた精神状態で帰宅して通信を手にしましたので、余計そう思わされました……。

千葉・A

●「国賠通信」を一号から読みなおし、三号のすみずみまで目を通したところです。どんなに心を込めて、丁寧に作つてあるかということがよくわかり、しみじみと感じています。

それにもしても裁判関係の記録つて、読むのに苦労しますね。読んでもすぐに頭から抜けてしま……。松下竜一さんの本を遅ればせながら、読んでみようと思います。

千葉・A

編集後記

民主党政権下の三年三ヶ月で九人。法務

大臣の数だ。ひとり在任四ヶ月半にも満たない。そして、死刑執行された人が九人。

亜人

求む!傍聴人

泉水博さんとの
獄中獄外交通権回復のための
国家賠償請求共同訴訟

【第7回口頭弁論】

日時: 2012年12月27日(木) 15時~

場所: 岐阜地方裁判所 302号法廷

カンパ先

郵便振替

口座名称: 泉水国賠通信編集会議

口座番号: 00130-3-418009

無事故剥奪、順変国賠本人訴訟控訴審

【第3回口頭弁論】

日時: 2012年12月19日(水) 11時~

場所: 名古屋高等裁判所 1003号法廷

泉水国賠通信 n-ro4

発行日 2012年12月20日

発 行 泉水国賠通信編集人

連絡先 〒105-0004

東京都港区新橋 2-8-16 石田ビル5階

救援連絡センター 気付